

クリーンセンター機械警備業務仕様書

1 業務名

クリーンセンター機械警備業務

2 業務概要

機械警備により、警備対象施設に係る火災・盗難・破損等の予防、早期発見、拡大防止等を図る。

3 業務履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

4 履行場所・警備対象施設

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 クリーンセンター

所在地 札幌市手稲区手稲山口318番地

竣工年月日 平成7年3月15日

なお、対象施設については札幌市から管理事業者へ維持管理を委託している。（以下、「施設管理者」という。）

5 委託業務内容

(1) 受託者は、対象施設に警備機器を設置し、次項に定める警備時間中、警備機器により感知される異常の有無を間断なく監視すること。

(2) 警備時間は、原則として、職員の執務時間外となる平日の午後5時00分から翌朝午前8時30分まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12/29～1/3）における、警備装置を作動させてから解除するまでの間とする。

なお、平日の午後8時00分を過ぎても機械警備開始の操作がなされないときは、受託者は当該施設の職員在席状況を確認し、最終退庁者が操作を失念したと判断される場合には、確認した時点から警備を開始すること。

(3) 受託者は、警備時間中に対象施設の異常を感知したときは、遅滞なく現場に緊急要員を急行させ、必要な措置をとること。

- (4) 警備に要する機械・機器等一切の設備は、受託者が設置すること。
 - (5) 受託者は、警備に要する機械設備に関して正常な機能を維持するため、定期的に保守点検を行い、点検結果を委託者へ報告すること。
 - (6) 本業務履行のため委託者が受託者に預託する鍵は、預かり証（様式任意）を委託者へ提出のうえ受託者の責任において保管し、厳重に取り扱うこと。複製及び第三者への貸与は禁止する。契約期間終了後は直ちに委託者へ返却すること。
 - (7) 警備の内容は、侵入警報、火災警報及び機器故障警報の3種類とする。
 - ア 1階部分については、全ての出入口、窓ガラス等侵入口となりうる箇所及び上下階へ通じる扉をマグネット・シャッターセンサーにより警備を行うほか、室内において熱線センサー等による立体的な警備を行う（二重警備）。
 - イ 2階については、必要な箇所に熱線センサー等を設置する。
 - ウ 既設の火災警報設備を警備本部に結線し、24時間警備とする。
 - エ 警備の開始及び解除をカード又はタグ等により行うこととし、委託者へ貸与するカード等の個数は10個とする。
 - オ 施設から警備本部への結線は既設の電話回線を使用することとし、回線使用料は委託者の負担とする。ただし、受託者の都合により専用回線を設置する場合には、設置及び通信に係る費用等は受託者の負担とする。
- また、回線には断線時に対応できる機能を付加すること。

6 費用負担

配管工事費・通線工事費・機械取付費・電話回線接続機器等設備設置に係る一切の費用は受託者の負担とする。

7 警備報告書の提出

警備時間内における警備状況、処理事項及び改善事項等を記録した警備報告書を定期的にまとめ、委託者に提出して確認を受けること。

8 環境負荷の低減

本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負

荷の低減に努めること。

9 情報セキュリティ対策

本業務の履行に伴い、札幌市が保有する電子計算機、ネットワーク、記憶媒体により処理を行うシステム（以下、「情報システム」という）に対して、以下の内容を遵守すること。

- (1) 委託者が別途指示する行動基準に従うこと。
- (2) 情報システムに関して、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- (3) 情報システムに対して事故等を発生させた場合は速やかに報告すること。

10 契約終了時の機器の撤去等

契約終了時又は中途解約時において対象施設に設置された機器等の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。また、機器の設置、修繕又は撤去に係る工事に際し、受託者が委託者の物件に損害を与えた場合には、受託者の責任において現状に復すること。

11 報告の義務

対象施設に異常が生じ、緊急要員を派遣するなど特別な処置を講じた場合には、受託者は速やかに文書をもって委託者に報告すること。

12 一般的注意事項

- (1) 受託者は、当該業務の従事者に対し業務従事者であることを明らかにするため、身分証明書等を携帯させること。また、警備員の服装及び装備品は警備業法に基づき届けられたものとする。

(2) 拾得物の届出

拾得物は、速やかに委託者へ届け出ること。

13 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者及び施設管理者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず報告のうえ指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務に必要な限り施設の一部を使用することができる。

- (3) 受託者は、警備業法等の関係法令を遵守のうえ業務にあたること。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定める。

クリーンセンター機械警備業務における行動基準

機械警備業務の実施にあたっては本行動基準を遵守すること。

1 施設内への入場について

- (1) 施設内への入場手続（入退出方法など）については、業務着手前に業務主任と十分協議を行い、承認を得ること。
- (2) 入場の際には指定した入口のみから入場するものとし、必要に応じて委託者へ施錠の解除を要請すること。

2 執務室等への入室について

各部屋への入室方法等について業務着手前に業務主任と十分協議し、承認を得ること。

また、警備に要する機械、機器の設置及び点検等にあたって事務室等へ入室する際には、重要な情報を取り扱う執務室であることから、履行前に業務主任と十分協議を行うこと。

3 情報システムに対する留意事項

施設内には様々な情報システム類が設置されているため、以下の事項について特に留意すること。

- (1) 入室の際には、各種配線などに影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) その他、入室時には情報システムに対して影響を与えないよう配慮すること。





